

# 利用者のために

この統計書は、農林水産省大臣官房統計部及び北海道農政事務所の機構を通じ実施した水産関係の調査の結果を収録したものである。

## I 漁業基本構造

### 1 漁業センサス

漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に5年ごとに調査しているものであり、直近では平成25年11月1日現在（流通加工調査は平成26年1月1日現在）で2013年漁業センサスを実施した。

### 2 漁業就業動向調査

#### (1) 調査期日

平成28年11月1日現在

#### (2) 調査対象

##### ア 個人経営体

2013年漁業センサス海面漁業調査漁業経営体調査で設定した基本調査区の中から抽出した標本調査区内に所在する全ての個人経営体

##### イ 団体経営体

同センサスの団体経営体の中から抽出した標本団体経営体

#### (3) 調査方法

個人経営体は、統計調査員が調査対象に所定の調査票を配布し、回収する自計調査の方法により実施した。

また、団体経営体は、農林水産省大臣官房統計部から調査対象に所定の調査票を郵送により配布し、地方組織が回収する自計調査の方法により実施した。

#### (4) 用語の定義

ア 「漁業経営体」とは、過去1年間（平成27年11月1日～平成28年10月31日の期間）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう（過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く）。

イ 「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した人をいう。

(ア) 「自営漁業のみ」とは、漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない人をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。

(イ) 「漁業雇われ」とは、漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の人をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。

##### ウ 個人経営体の専兼業分類

(ア) 「専業」とは、個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみであった場合をいう。

(イ) 「第1種兼業」とは、個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

(ウ) 「第2種兼業」とは、個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事か

らもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

- エ 「世帯員（個人経営体出身）」とは、個人経営体出身で生活の拠点がその家にある人で、①住居と生計をともにしている人（血縁又は姻せき関係にない人も含む。）、②漁船に乗り込んでいる人、出稼ぎ、遊学、療養等で家を離れている人のうち、不在期間が1年未満の人（漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。）、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みの人をいう（同居人、下宿人等のように生計を別にしている人は含めない）。

## II 海面漁業生産統計調査

### 1 海面漁業漁獲統計調査

#### (1) 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

#### (2) 調査対象

海面漁業経営体及び水揚機関を対象とした。

ただし、調査、訓練、試験研究等を目的として官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物を採捕する事業のうち、生産物の販売を伴わないものは含めない。

#### (3) 調査方法

##### ア 水揚機関

統計調査員が次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を実施した。

##### (ア) 調査票又は電磁的記録媒体を配布し自計する方法

##### (イ) 面接調査の方法

##### (ウ) 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し、調査票に転記する他計調査の方法

##### イ 漁業経営体

アの方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、次の(ア)又は(イ)の方法により実施した。

##### (ア) 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に調査票を配布し自計する方法又は統計調査員による面接聞き取りの方法

##### (イ) 往復郵送調査

地方組織の長が海面漁業経営体を代表する者に対し調査票を郵送する往復郵送調査の方法

##### ウ 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種別を営む海面漁業経営体については、ア又はイの調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを実施した。

#### (4) 用語の定義

##### ア 海面漁業とは、海面において水産動植物を採捕する事業をいう。

##### イ 漁獲量の計上

漁獲量は漁労作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、自家用、販売活餌等を含む。また、漁獲量は水揚地のいかんを問わず、経営体の所在する地域別（属人）に計上した。

### 2 海面養殖業収獲統計調査

#### (1) 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

## (2) 調査対象

海面養殖業経営体及び水揚機関を対象とした。

ただし、調査、訓練、試験研究等を目的として官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の養殖事業のうち、生産物の販売を伴わないものは含めない。

## (3) 調査方法

## ア 水揚機関

統計調査員が次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を実施した。

(ア) 調査票又は電磁的記録媒体を配布し自計する方法

(イ) 面接調査の方法

(ウ) 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し、調査票に転記する他計調査の方法

## イ 漁業経営体

アの方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、次の(ア)又は(イ)の方法により実施した。

(ア) 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に調査票を配布し自計する方法又は統計調査員による面接聞き取りの方法

(イ) 往復郵送調査

地方組織の長が海面漁業経営体を代表する者に対し調査票を郵送する往復郵送調査の方法

ウ 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、ア又はイの調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを実施した。

## (4) 用語の定義

海面養殖業とは、海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいう。

## III 内水面漁業生産統計調査

## 1 内水面漁業漁獲統計調査

## (1) 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

## (2) 調査対象

平成25年の漁業権の設定等が行われている全河川及び湖沼調査により、年間漁獲量50t以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量50t未満の河川及び湖沼であっても、国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれらの河川及び湖沼に係る内水面漁業経営体（内水面漁業協同組合に属するものを除く。）を対象として実施した。

## (3) 調査方法

委託事業者が内水面漁業協同組合、漁業経営体又は養殖業経営体に対し郵送、FAX、オンライン又は委託事業者が任命した調査員により調査票を配付し回収する方法により実施した。

## (4) 用語の定義

内水面漁業とは、公共の内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

## 2 内水面養殖業収穫統計調査

## (1) 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

(2) 調査対象

ます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖する全ての内水面養殖業経営体を対象とした。

(3) 調査方法

委託事業者が内水面漁業協同組合、漁業経営体又は養殖業経営体に対し郵送、FAX、オンライン又は委託事業者が任命した調査員により調査票を配布・回収する方法により実施した。

(4) 用語の定義

内水面養殖業とは、一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物を集約的に育成し収穫する事業をいう。

## IV 漁業経営調査

### 個人経営体調査

#### 1 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

#### 2 調査の対象

個人で漁業を自営する経営体（以下「個人経営体」という。）のうちの第2種兼業漁家を除き、海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営む経営体、海面において主として小型定置網漁業を営む経営体及び主としてぶり類、まだい、ほたてがい、かき類又はのり類の海面養殖業を営む経営体を対象とした。

ただし、本書では北海道太平洋北区及び北海道日本海北区の漁船漁業と小型定置網漁業のみ掲載した。

#### 3 標本の選定

母集団は2013年漁業センサス結果とした。

漁船漁業については、漁労収入の目標精度を5.0%として全国の標本数を定め、その標本数を各経営体階層（使用する動力船の合計トン数で区分した3トン未満、3～5トン、5～10トン、10～20トン、20～30トン、30～50トン、50～100トン及び100トン以上の8階層）に最適配分した。次に、配分した経営体階層別の標本数を、経営体数に応じて大海区別に比例配分し、更に、経営体数に応じて都道府県別に比例配分した。

小型定置網漁業については、漁労収入の目標精度を10.0%として全国の標本数を定め、その標本数を各経営体階層（使用する動力船の合計トン数で区分した3トン未満、3～5トン、5～10トン、10トン以上の4階層）に最適配分し、更に、配分した経営体階層別の標本数を、都道府県別の階層の経営体数に応じて比例配分した。

#### 4 調査方法

調査対象経営体による所定の収支・労働に関わる日記帳の記帳及び職員又は統計調査員の面接調査を併用して取りまとめる方法、若しくは調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法のいずれかにより実施した。

#### 5 集計方法

平均値の推計においては、全国・大海区別、経営体階層別に区分した階層ごとに加重平均により算出した。

## 6 用語の定義

### (1) 漁労収入

調査期間の自家漁業による漁獲物及び自家養殖業による収獲物を販売（直売所での販売又は自家販売による収入を含む。）して得た現金及び現物仕向けの評価額である。現物仕向けの評価額は、調査地における市場卸売価格による。

なお、漁業に関わる補助・補償金を含む。

現物仕向けとは、雇用者への現物支給及び船内の食料費、賃借料・諸権利料の現物支払い、他家への贈与、物々交換、自家での消費、自家の水産加工業への仕向け、自家の養殖業への仕向け等をいう。

### (2) 漁労外事業収入

調査期間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含んでいる。

なお、その他（漁業に関わるを除く。）補助・補償金を含む。

### (3) 補助・補償金

自営業に関わる保険金の受取金、漁業災害補償法及び農業災害補償法により支払われた共済金受取金、各種の損害補償金、補助・助成金等である。

### (4) 漁労支出

調査期間の自家漁業による漁獲、養殖業生産物の育成、収獲、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計である。

### (5) 期首期末棚卸増減

調査期間における漁獲物、養殖業生産物、仕掛品、原材料等（未処分漁業・養殖業生産物、育成中の養殖業生産物、漁業・養殖用資材）の棚卸高の増減額で、期首の棚卸高の合計から期末の棚卸高の合計を控除したものである。

### (6) 減価償却費

固定資産のうち償却資産について、集計調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法により調査を行っている集計調査対象経営体については、集計調査対象経営体を用いている償却方法とした。

### (7) 漁労外事業支出

調査期間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業に要した費用のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料等に係る経費も含んでいる。

### (8) 漁労所得＝漁労収入－漁労支出

### (9) 漁労外事業所得＝漁労外事業収入－漁労外事業支出

## V 漁業産出額

### 海面漁業・養殖業産出額

#### 1 推計方法

漁業に関する各種統計等を用い、漁業生産活動の実態を金額で評価したものであり、海面漁業生産統計調査で取りまとめた漁業・養殖業の魚種別生産量に、一般社団法人漁業情報サービスセンター、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別価格を乗じて推計した。

#### 2 統計数値の取り扱い

海面漁業生産統計調査による生産量をベースとした属人産出額である。

## VI 表章区分

北海道の内訳の表章区分の管轄地域及び区域は、次のとおりである。

| 表章地域 | 区 域  | 表章地域  | 区 域                               |
|------|--|-------|-----------------------------------|
| 石 狩  | 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、<br>北広島市、石狩市、<br>石狩振興局管内の町村                        | 留 萌   | 留萌市、留萌振興局管内の町村                    |
|      |  | 宗 谷   | 稚内市、<br>宗谷総合振興局管内の町村              |
| 渡 島  | 函館市、北斗市、<br>渡島総合振興局管内の町村   | オホーツク | 北見市、網走市、紋別市、<br>オホーツク総合振興局管内の町村   |
| 檜 山  | 檜山振興局管内の町村   | 胆 振   | 室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、<br>胆振総合振興局管内の町村 |
| 後 志  | 小樽市、後志総合振興局管内の町村   |       |                                   |
| 空 知  | 夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、<br>赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、<br>歌志内市、深川市、<br>空知総合振興局管内の町村 | 日 高   | 日高振興局管内の町村                        |
|      |  | 十 勝   | 帯広市、十勝総合振興局管内の町村                  |
|      |  | 釧 路   | 釧路市、<br>釧路総合振興局管内の町村              |
| 上 川  | 旭川市、士別市、名寄市、<br>富良野市、上川総合振興局管内の町村                                  | 根 室   | 根室市、<br>根室振興局管内の町村                |

## VII 表中に使用した記号

「0」：単位に満たないもの（例：0.4 t → 0 t）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人、法人又はその他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

## VIII 統計数値の取り扱いの留意事項

統計数値は、単位未満の数値を四捨五入したもので、計と内訳が一致しない場合がある。

IX 本統計書に掲載している統計データは、本書発刊後、確定又は訂正される場合があるので、利用に当たっては各種報告書又は北海道農政事務所ホームページ上で提供している「統計情報」において確認の上、利用願いたい。【<http://www.maff.go.jp/hokkaido/toukei/kikaku/nenpou/index.html>】